

住民税・所得税・個人事業税の申告が始まります

申告・納税はお早めに

板橋区課税課・各区民事務所・各地域センターに備え置く確定申告書は、数に限りがあり、お渡しできない場合があります。あらかじめご了承ください。

住民税(特別区民税・都民税)の申告は板橋区役所へ

申告・問

板橋区課税課 ☎3579 - 2101

〒173 - 8501板橋2 - 66 - 1

▷申告期間・受付時間=2月8日(月)~3月15日(月)の平日、8時30分~17時▷申告方法=申告書を郵送または持参※持参の場合は課税課(区役所3階④窓口)へ。

申告期間は、窓口の混雑が予想されます。感染症対策のため、郵送による申告をお願いします。

申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、板橋区に住所があり、前年中(令和2年1月1日~12月31日)に所得があった方※ただし、次の方は申告不要です。
- 税務署に所得税の確定申告をする
- 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から板橋区役所に給与支払報告書が提出されている
- 前年中の所得が公的年金などに限られ、その支払者から板橋区役所に公的年金等支払報告書が提出される

令和3年度分住民税(特別区民税・都民税)の主な改正内容

個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・基礎控除・年金所得控除などが改正され、それに伴う所要の措置を行います(下表参照)。

《個人所得課税の見直し》	
区分	措置内容
給与所得控除	改正控除額が一律で10万円引き下げ
基礎控除	改正控除額が10万円引き上げ
年金所得控除	改正控除額が一律で10万円引き下げ
所得金額調整控除の新設	給与所得控除額・年金所得控除額の引き下げに伴い、一部税額が上がる対象者への負担を抑制するために新設

2月1日(月)は特別区民税・都民税の支払期限です

特別区民税・都民税第4期分(普通徴収分)を支払期限までに、金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ・納税課(区役所3階④窓口)・各区民事務所でお支払いください。口座振替の場合は、残高をご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症などの影響により、納税が困難な場合は、ご相談ください。※支払期限を過ぎた特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)がある場合は、納税課・各区民事務所ですらにお支払いください。※コンビニエンスストアでお支払いの際は、必ず領収証書とレシートの両方をお受け取りください。モバイルレジ

している
●所得がなかった方でも申告が必要な場合があります
前年中に所得がなかった方や、所得が非課税基準額以下で住民税が課税されない方でも、住民税の申告内容が、国民年金保険料の減免や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定資料になりますので、申告してください。
また、申告がないと、年金・児童手当などの受給申請や、公営住宅入居などの申請に必要な住民税の証明書を発行できませんので、証明書が必要な方も申告してください。

申告に必要な書類など

申告書、前年中の収入などがわかるもの(源泉徴収票・給与明細書など)、各種控除の申告に必要な書類(生命保険料控除証明書・医療費控除の明細書など)、マイナンバーの本人確認関係の書類※前年に住民税を申告した方などに、2月1日(月)に申告書をお送りする予定です。届かなかった方で必要な場合は、ご連絡ください。

課税・非課税証明書の発行

令和3年度(前年中の所得)課税・非課税証明書は、当初賦課決定後(毎月の給与から住民税が差し引かれる方は5月17日(月)頃、その他の方は6月10日(木)頃)から発行できます。

所得税・贈与税・個人消費税の申告は板橋税務署へ

申告・問

板橋税務署 ☎3962 - 4151

〒173 - 8530大山東町35 - 1
※駐車場は利用できません。

▷申告期間・受付時間
●所得税…2月16日(火)~3月15日(月)
●贈与税…2月1日(月)~3月15日(月)
●個人消費税…3月31日(木)まで
※平日、8時30分~17時(相談は9時15分~16時)。※公的年金を受給している方は、申告期間前でも相談を受け付けています。
▷申告方法=申告書を郵送または持参
●休日も受付・相談を行います
▷とき=2月21日(日)・28日(日)、8時30分~17時(相談は9時15分~16時)※確定申告の相談・申告書の収受のみ行います。

感染症対策のため、申告書作成会場で入場整理券を配付します。後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

感染症対策の観点からも国税電子申告・納税システム[e-Tax]をご利用ください

●スマートフォンなどで申告書を作成できます
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン・スマートフォン・タブレットから金額などを入力することで、確定申告書などを作成できます。
●便利なe-Taxをご利用ください
パソコン・ICカードリーダーがあれば、税務署へ行かなくても、自宅のパソコンから申告書を提出できます。
▷申告書の送信方法
●マイナンバーカード方式…マイナンバーカード・ICカードリーダーを使用
●ID・パスワード方式…ID(利用者識別番号)・パスワード(暗証番号)を利用※ID・パスワードの発行について詳しくは、お問い合わせください。

《いずれも》
▷問=e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901(ナビダイヤル)・☎5638-5171(IP電話の方)※いずれも平日、9時~17時。

国税に関する質問は「タックスアンサー」をご利用ください

国税庁ホームページの「タックスアンサー」は、国税に関するインターネット上の税務相談室で、よくある質問に対する回答を調べたり、キーワードで検索したりできます。

確定申告などに関する質問は「チャットボット(ふたば)」をご利用ください

国税庁ホームページの「チャットボット(ふたば)」で

所得税の申告が必要な方

- 給与の収入金額が2000万円を超える方
 - 給与を1か所から受けていて、給与以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方 など
- ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
- 医療費控除の添付書類の変更
令和2年分の確定申告から、医療費の領収証書に代わり、医療費控除の明細書の添付が義務化されました。※領収証書は5年間保管し、税務署から求められた場合に、提示または提出しなければなりません。

贈与税の申告が必要な方

前年中に、合計金額が110万円を超える財産の贈与を受けた方※相続時精算課税を選択した方は、110万円以下でも申告が必要です。

個人消費税の申告が必要な方

平成30年分の課税売上高が1000万円を超える事業者など※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



は、所得税の確定申告などに関する質問ができます。質問したいことをメニューから選択するか、文字で入力すると、AI(人工知能)により自動で回答します。

税金の納付は期限内に

税金の納付方法には、税務署・金融機関の窓口納付のほか、口座振替・クレジットカード納付・ダイレクト納付などがあります。利用方法など詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
●令和2年分の口座振替日
●所得税…4月19日(月)
●個人消費税…4月23日(金)

税理士による無料申告相談

税理士にアドバイスを受けながら、パソコンで所得税の申告書を作成し、提出できます。
▷とき・ところ=下表参照※当日、直接会場へ。※譲渡所得がある場合・所得金額が高額な場合や、税理士に依頼している方などはご遠慮ください。▷持物=前年分の確定申告書・青色申告決算書などの控え、申告に必要な書類(源泉徴収票など)、印鑑、マイナンバーカードなど

《税理士による無料申告相談》

とき	ところ
1月27日(木)~29日(土)	常盤台地域センター
2月1日(月)~3日(水)	下赤塚地域センター
2月4日(木)・5日(金)	志村コミュニティホール
2月8日(月)~10日(水)・12日(金)	高島平区民館

※受付は9時30分~11時30分・13時~15時30分※会場の混雑回避のため、受付を早めに締め切る場合あり。※各会場への問い合わせ・車での来場はご遠慮ください。

個人事業税

申告・問

豊島都税事務所 ☎3981 - 5326

〒171 - 8506豊島区西池袋1 - 17 - 1

申告が必要な方

前年中に事業主控除額を超える事業所得などがある個人事業者※所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、申告不要です。

各種認定書を発行します

障がい者控除対象者認定書

65歳以上で要支援・要介護認定を受けており、次の両方の要件を満たす方に、所得税・住民税などの障害者控除に必要な「障がい者控除対象者認定書」を発行します。
●板橋区に住民登録がある
●身体または認知の状態が区で定めた基準に該当する

おむつ使用認定書

要支援・要介護認定を受けており、次の全ての要件を満たす方に、医療費控除に必要な「おむつ使用認定書」を発行します。
●板橋区に住民登録がある
●おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
●当該年中に主治医意見書が作成されている(要介護認定の有効期間が13か月以上の場合、前年または前々年中に主治医意見書が作成されている)
●身体の状態が国で定めた基準に該当する

いずれも

※即日発行は不可。また、内容により発行できない場合あり。▷申請窓口=介護保険課(区役所2階④窓口)・おとしより保健福祉センター・各福祉事務所※申請方法など詳しくは、お問い合わせください。



問合 介護保険課認定係☎3579 - 2441

国民健康保険料口座振替済のお知らせを再送付しました

昨年12月17日に送付した「国民健康保険料口座振替済のお知らせ」のはがきの内容に不備があることが判明しました。区民のみなさんにご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
対象世帯には、12月24日に正しい通知を封書で送付しましたので、確定申告・年末調整の社会保険料控除には、封書に記載の金額をご利用ください。

問合

国保年金課国保収納グループ☎3579 - 2409